

※収支報告書は、提出されたものが、そのままインターネット上において公表されます。

令和 2 年分  
( 開催分 )  
収 支 報 告 書

1. 政治団体の名称  
(ふりがな)

岡田しずか後援会

2. 主たる事務所の所在地

新浜市小手指町1-30-20

3. 代表者の氏名

岡田 ~~しずか~~ 静佳

4. 会計責任者の氏名

片山喜子

事務担当者の氏名

片山喜子

(電話)

04-2932-4357

※必ず、連絡がとれる事務担当者及び連絡先を記載してください。



政治団体の区分

- 政 党  
 政 党 の 支 部  
 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第18条の2  
第1項の規定による政治団体  
 その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

活動の区分

- 2以上の都道府県の区域等  
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無

公職の種類(現職・候補者の別)

埼玉県議会議員  
(現職・候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

岡田 ~~しずか~~ 静佳

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項  
第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項  
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類(現職・候補者の別)

(現職・候補者等)

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード				
2	0	1	1	0

団体コード				
2	0	8	7	6

収 受	入 力	枚 数	
217		4	

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から  
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する  
特例の適用期間

年 月 日から  
年 月 日まで



(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 15 日 -

政治団体の名称 岡田しずか後援会

会計責任者の氏名 片山喜子  
(記名押印又は署名すること。)



※ 以下、解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名

